

播磨西部地域都市計画区域マスタープラン

中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(素案)

令和 年 月

兵 庫 県

目次

第1	基本的事項	1
1	役割	1
2	対象区域	1
3	目標年次	2
4	地域の概況	2
	(1) 地勢	2
	(2) 土地利用	4
	(3) 人口・世帯数	4
	(4) 交通	4
第2	播磨西部地域の都市計画の目標等	6
1	都市計画の目標	6
	(1) 地域の魅力・強み	6
	(2) 地域の課題	7
	(3) 目指すべき都市構造	8
	(4) 都市づくりの重点テーマ	11
2	区域区分の決定の有無及び方針	13
	(1) 区域区分の決定の有無	13
	(2) 区域区分の方針	13
	(3) 市街化調整区域における計画的な市街化の方針	15
3	都市づくりに関する方針	16
	(1) 土地利用に関する方針	16
	(2) 都市施設に関する方針	20
	(3) 市街地整備に関する方針	22
	(4) 防災に関する方針	22
	(5) 環境共生に関する方針	24
	(6) 景観形成に関する方針	26
	(7) 地域の活性化に関する方針	26
4	主要な都市施設等の整備目標	28
	(1) 交通施設	28
	(2) 河川	29
	(3) 港湾関連	30
	(4) 市街地開発事業等	31
参考)	現況図表	32
参考)	広域都市構造図	39
	用語解説	40

第1 基本的事項

1 役割

播磨西部地域都市計画区域マスタープランは、県の都市計画における方向性を示した「ひょうご都市計画基本方針」に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。

また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第82条に基づく「立地適正化計画」は、これに即して定められる。

2 対象区域

対象区域は、姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市、佐用町、神河町及び市川町の5市6町で構成される播磨西部地域に含まれる中播都市計画区域、西播都市計画区域、山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域とする。

なお、本地域においては、都市計画区域外との関係にも配慮しつつ、広域的な地域の将来像及び都市計画の方向性を示す。

図1 対象区域

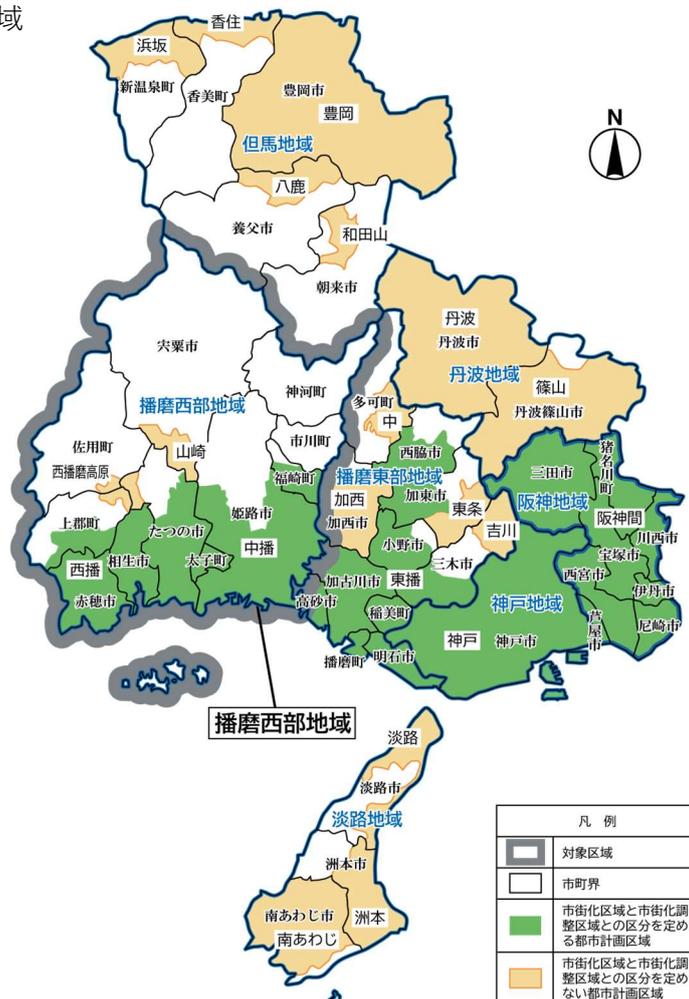


表1 播磨西部地域内の都市計画区域

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(人)
中播都市計画区域	姫路市	行政区域の一部	504,960
	たつの市	行政区域の一部	70,386
	福崎町	行政区域の一部	18,678
	太子町	行政区域の全域	33,477
西播都市計画区域	相生市	行政区域の全域	28,355
	赤穂市	行政区域の全域	45,892
	上郡町	行政区域の一部	11,787
山崎都市計画区域	宍粟市	行政区域の一部	16,302
西播磨高原都市計画区域	たつの市	行政区域の一部	1,255
	上郡町	行政区域の一部	344
	佐用町	行政区域の一部	78
合計			731,514

資料：令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）

3 目標年次

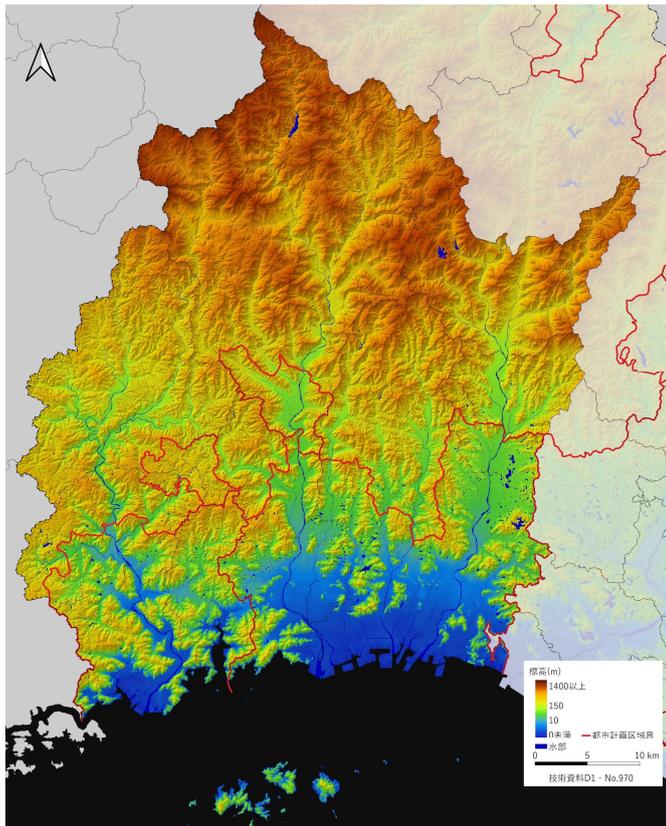
県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

4 地域の概況

(1) 地勢

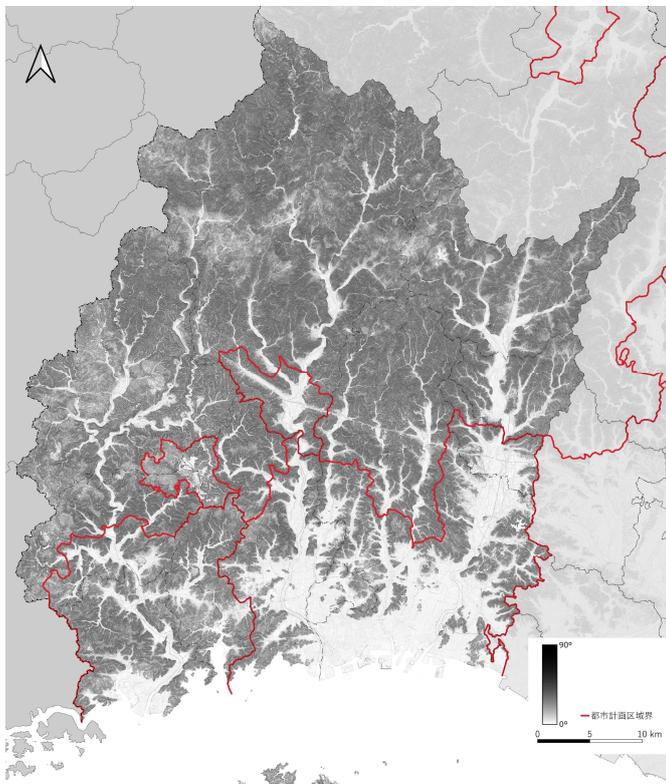
- ・県西部に位置し、東は播磨東部地域、西は岡山県、北は但馬地域及び鳥取県、南は瀬戸内海に面する約2,432km²の地域である。（可住地面積²：約615km²、25%）
- ・市川、夢前川、揖保川、千種川等が南北に流れている。
- ・臨海部には播州平野等の平地が広がり、揖保川河口～千種川河口に自然海岸が続いている。
- ・内陸部には中国山地の山々が連なり、市川水系、揖保川水系等に谷底平野が形成されている。

図2 地形（標高）



出典：国土地理院「デジタル標高地形図」

図3 地形（起伏）



出典：国土地理院「傾斜量図」

(2) 土地利用

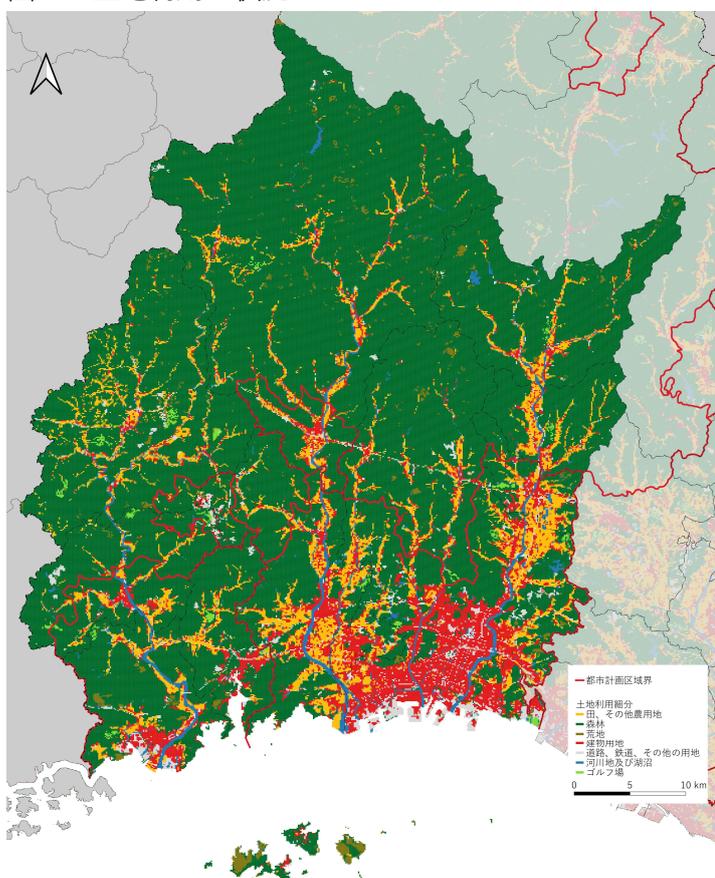
(沿岸～山陽自動車道付近)

- ・市川、夢前川、揖保川下流の播州平野に姫路を中心とする市街地が連たんして形成されている。
- ・西部に相生、赤穂の市街地が島状に点在している。
- ・沿岸の埋立地を中心に重化学工業が発達している。(播磨臨海工業地域)

(山陽自動車道以北)

- ・谷底平野に農地が広がり、福崎、山崎、新宮、上郡等の市街地が分布している。
- ・たつの市、上郡町、佐用町にまたがる丘陵地に播磨科学公園都市(光都)が整備されている。

図4 土地利用の状況



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（令和3年度）」

(3) 人口・世帯数

- ・人口は約81.8万人(県全体の約15%)、世帯数は約33.6万世帯(県全体の約14%)となっている。(令和2年)

(4) 交通

(鉄道)

- ・JR山陽本線・赤穂線、山陽電鉄本線等が臨海部を東西に連絡している。
- ・JR播但線・姫新線、智頭急行が内陸部と臨海部を結んでいる。

(基幹道路)

- ・東西方向には中国自動車道、山陽自動車道のほか姫路バイパス等の自動車専用道路が整備されている。
- ・南北方向には播但連絡道路、播磨自動車道、鳥取自動車道のほか、国道29号が鳥取方面へ連絡している。

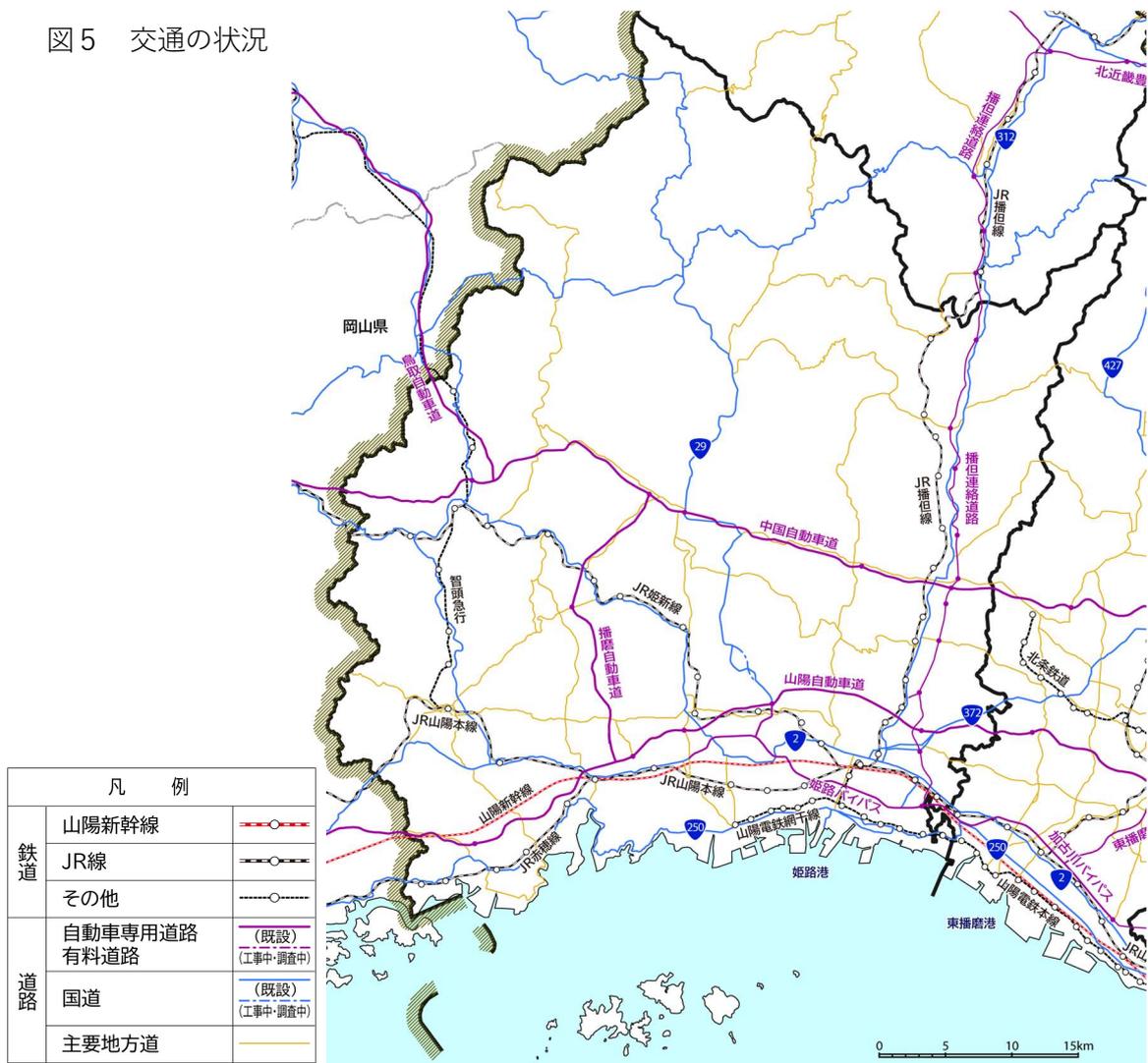
(バス)

- ・臨海部では姫路駅を中心に路線バス網が整備されているほか、相生駅や赤穂駅を拠点に路線バス及びコミュニティバスのネットワークが形成されている。
- ・内陸部では宍粟市中心部（山崎）やその他の地域の拠点等を結ぶ形で路線バスとコミュニティバス等が連絡している。
- ・中国自動車道を利用した高速バスが福崎や山崎の高速バス停を拠点に、内陸部の都市と大阪、神戸、津山（岡山県）方面を結んでいる。

(海上交通)

- ・海上交通の拠点である姫路港（国際拠点港湾）は、隣接する東播磨港（重要港湾）と共に播磨臨海工業地域の中核港湾としての役割を果たしている。
- ・姫路港からの定期航路により家島諸島、小豆島（香川県）に連絡している。
- ・姫路港には不定期ではあるが、クルーズ客船も入港している。

図5 交通の状況



第2 播磨西部地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の魅力・強み

ア 播磨地域の中心都市 姫路

- ・歴史的に播磨地域の中心として発展し、姫路市を中心とした交通網が整備され、三次救急医療など広域的な都市機能が集積している。



JR姫路駅前(姫路市)

イ 多彩なものづくり産業

- ・播磨臨海地域には発電・鉄鋼・化学などの基幹産業が集積し、製造品出荷額は大阪市、横浜市などを凌ぐ約7.5兆円^注に及ぶ。
- ・そのほか、全国的に高いシェアを持つ皮革、手延素麺、淡口醤油、マッチ等の地場産業が多く集積している。



注：2022年経済構造実態調査による姫路市、太子町、加古川市、高砂市、明石市、播磨町、稲美町及び神戸市西区の合計値



ものづくり産業の集積

ウ 豊富な歴史的遺産

- ・世界遺産である姫路城をはじめ、書写山円教寺、斑鳩寺等の古刹、白旗城や利神城等の130ヶ所を超える城跡のほか、龍野、赤穂（城下町）、坂越、室津（港町）、平福（宿場町）等の歴史的なまちなみ、銀の馬車道等の近代化産業遺産など歴史的建造物や文化財の宝庫である。

エ 美しい自然景観

- ・北部の千種川源流や砥峰高原、中央部の書写山、南部の播磨灘等、山・川・海の美しい自然景観に恵まれている。



万葉の岬から臨む瀬戸内海
(相生市)

オ 世界有数の科学技術基盤

- ・播磨科学公園都市には、世界有数の大型放射光施設「SPring-8」等の施設が立地し、これらを活用した最先端の研究開発を行う学術研究機関、関連企業が集積しているほか、西播磨総合リハビリテーションセンター等の医療・福祉関係機関が集積している。



SPring-8(佐用町)

(2) 地域の課題

ア 土地利用に関する課題

(都市機能の配置)

- ・広域拠点である姫路市中心部に高度な都市機能が集積しているほか、地域拠点や幹線道路沿道などに、商業施設を中心に都市機能が分散して立地しており、姫路を除いて駅周辺への都市機能の集積が十分でない。今後、人口減少や高齢化が進む中で、自家用車による移動に制約の生じる高齢者等の生活利便性が低下するおそれや、利用者数の減少により都市機能の維持が困難になっていく懸念があるため、アクセス性の高い駅周辺への都市機能の立地誘導や確保が必要である。
- ・特に、内陸部・西部では、人口が少ないことから都市機能の集積度が低く、日常の生活利便性の維持・向上のために、都市機能の維持・集積やアクセスの確保が必要である。

(都市機能の補完・連携)

- ・広域拠点である姫路市と周辺市町は、幹線道路や鉄道・バス網で連絡されており、通勤・通学など結びつきも強い。都市機能についても、地域内での補完・連携のもとで適正に配置する必要がある。

イ 人口減少・高齢化に対応した地域活力の維持

- ・人口減少・高齢化に伴い、増加する空き家・空き地、耕作放棄地の管理や、買物など日常生活の利便性の確保などへの対応が求められている。
- ・特に、中山間地域に点在する集落においては、人口減少・高齢化が著しく、担い手不足等によりコミュニティの維持や集落の存続そのものが懸念される状況であり、日常生活圏での暮らしの維持が課題となっている。

ウ 観光地へのアクセス

- ・幹線道路や鉄道・バス網は、姫路駅周辺を拠点とする放射状のネットワークを形成しており、通勤・通学など日常生活利用には対応しているものの、姫路市内や周辺市町の観光拠点等へのアクセスは十分でないことから、播磨地域広域での周遊型観光・交流を支える二次交通を確保する必要がある。

エ 水害のリスク

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、揖保川、市川水系等の氾濫による水害のリスクが高まっていることから、流域全体で総合的な治水対策が必要である。

オ 地場産業の継承

- ・地域を代表する地場産業である手延素麺、醤油、皮革の事業所数及び生産額は減少傾向にあるが、これらは郷土の歴史と伝統に培われた地域資源でもあることから、地場産業の振興や地場産業を生かした観光の振興等が求められている。

(3) 目指すべき都市構造

ア 現在の都市構造

臨海部では、神戸・阪神地域に比べてゆとりのある密度の市街地が連たんし、広域的な都市機能が集積する姫路市中心部を中心に都市機能が集積する地区が連なっている。

内陸部では、河川や街道沿いの市街地周辺に集落が点在し、鉄道駅周辺や幹線道路沿いに都市機能が集積する地区が分布しているが、臨海部に比べその集積度は低い。

また、臨海部の東西方向の鉄道に加え、分担率は低いものの南北方向にも鉄道を中心とした公共交通ネットワークが形成されている。

イ 将来の都市構造

姫路市中心部の広域拠点において都市機能の充実・強化を図り、県西部の活性化を牽引するとともに、交通ネットワークによる拠点間の連携強化により、広域で都市機能の確保を図ることで、「ひょうご都市計画基本方針」に示す地域連携型都市構造³の実現を目指す。

区分	要素*	方針
拠点	広域拠点 ⁴	・芸術・文化等も含む高次都市機能や産業機能の強化、世界遺産姫路城を生かした国際観光拠点都市として魅力向上を図る。
	地域拠点 ⁵	・広域拠点や地域拠点間の連携強化と適切な役割分担に配慮し、都市機能の代替又は相互補完も勘案して広域で都市機能の確保を図る。
	生活拠点 ⁶	・日常的に利用する商業、医療・福祉等の生活サービス機能の確保を図る。
	産業拠点 ⁷	・播磨臨海地域のほか、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等において、計画的な産業集積を図る。
交通ネットワーク	広域連携軸 ⁸	・中国自動車道等のほか、播磨臨海地域道路の整備により東西方向の交通ネットワークの更なる強化を図る。 ・播磨自動車道の全線開通（令和4年）により播磨科学公園都市の有する先端技術機能等の広域的な活用を促進する。 ・JR播但線・赤穂線・姫新線等の活用・維持を図る。
	地域内連携軸 ⁹	・鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点相互の連携を強化する。

区分	要素※	方針
エリア	市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市では、利便性の高い駅周辺等において、土地の高度利用や、需要に応じたきめ細かな土地利用等により、高い人口密度を維持する。 ・内陸部や姫路市より西の地域では、低未利用地の整備や交通結節機能の強化、拠点における都市機能の維持・誘導を図り、個性と魅力あるまちづくりを推進する。 ・環境への負荷の軽減や良好な景観の形成、災害時の防災空間等に資する都市農地の保全と活用を推進する。
	市街地以外	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・市街化調整区域において地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する。 ・西播丘陵県立自然公園等の山々、揖保川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。

※生活拠点、産業拠点（市町域で完結するもの）及び地域内連携軸については、市町マスタープランにおいて必要に応じて位置付けるものとする。

(4) 都市づくりの重点テーマ

ア 広域都市機能の分担・連携

- ・広域拠点の姫路市において、高度の医療や教育機関等の広域都市機能の維持・強化を図るとともに、その他の市町においては、広域拠点と連携した商業等の地域都市機能の充実を図る。
- ・市町間の交通ネットワークの維持・強化を図る。特に輸送密度の低いJR姫新線においては、駅舎や駅周辺の個性と魅力あるまちづくりを推進し、公共交通の維持を図る。



県立はりま姫路総合医療センター(姫路市)



JR姫新線(姫路市・たつの市・佐用町)

イ 広域的な滞在型観光の促進

- ・龍野や赤穂等の歴史的な城下町、地域内の美しい自然景観等を保全・活用し、世界遺産姫路城を核とした広域的な滞在型観光を促進する。
- ・道路網の整備や鉄道の維持・活用等により一次交通の充実を図るとともに、ラストワンマイル¹⁰を担うグリーンスローモビリティ¹¹やシェアサイクル等の二次交通の整備を推進する。



姫路城(姫路市)



西播磨MaaS実装プロジェクト

ウ 伝統と次世代の産業の推進

- ・播磨臨海地域等において、水素等の新エネルギーの活用等、カーボンニュートラルポート¹²の形成を推進するとともに、次世代成長産業¹³をはじめとする企業の立地や投資を促進する。
- ・皮革や醤油等の伝統あるものづくり産業が立地する職住近接の地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導するとともに、地域産業の振興を図る。



播磨臨海地域(姫路港)



揖保乃糸資料館「そうめんの里」
(たつの市)

エ 集落の地域コミュニティ維持

- ・生活拠点や地域拠点と集落を結ぶ交通について、移動の実態やニーズ等を踏まえつつ、地域特性に応じた交通体系の構築や公共交通等の充実を図る。
- ・集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・確保を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も活用することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ・空き家や農地等を活用した都市住民との交流、二地域居住や移住定住等の促進を図る。



デマンド型乗合タクシー(たつの市)



空家活用特区(県条例)に指定
(赤穂市坂越地区)

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

ア 中播都市計画区域及び西播都市計画区域

播州平野をはじめ臨海部や内陸部に一定の平地を有し、今後も高速道路網の整備が見込まれる中播都市計画区域及び西播都市計画区域は、市街地が連たん又は分布し、依然として開発需要が高いため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定める。

イ 山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域

山崎都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

また、西播磨高原都市計画区域においては、県企業庁により播磨科学公園都市の計画的な整備、開発が行われており無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域の規模の設定

市街化区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に示された都市の将来像を前提として、人口や産業を適切に収容し得る規模とする。

住宅用地については人口フレーム方式によることとし、目標年次(令和12年)の人口を推計して市街地として必要と見込まれる面積(以下「フレーム」という。)を設定する。この際、世帯人員の変化や人口密度等の地域特性を考慮する。

商業、工業、流通等の業務用地については、将来の産業活動の規模を勘案して、生産及び流通が円滑に行われるよう配慮しつつ、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条の規定に基づく都道府県計画(以下「県国土利用計画」という。)における県土の利用区分ごとの規模の目標を踏まえて設定する。

また、市街化調整区域内で、区域区分に係る次回定期見直しまでの間に市街化区域へ編入すべき状況が整うと見込まれる区域の土地利用を合理的に取り扱うため、全てのフレームを具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留フレームとし、特定保留(市街化区域に編入予定の区域を特定したもの)又は一般保留(保留フレームのうち区域を特定しないもの)として設定する。

(ア) 住宅用地の規模

中播都市計画区域及び西播都市計画区域における将来の人口を下表のとおり見通し、住宅用地の規模を想定する。

表2 市街化区域に配分されるべき人口

都市計画区域	年次 区分	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
	中播都市計画区域	都市計画区域内	627.5千人
市街化区域内		531.6千人	おおむね 520.4千人
西播都市計画区域	都市計画区域内	86.0千人	おおむね 73.7千人
	市街化区域内	66.5千人	おおむね 58.8千人

資料 令和2年：国勢調査

令和12年：国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年推計）を基に推計。

注：令和12年の市街化区域内人口は、保留する人口を含む。

(イ) 業務用地の規模

中播都市計画区域及び西播都市計画区域における将来の工業出荷額及び商品販売額を下表のとおり見通し、業務用地の規模は、県国土利用計画における県土の利用区分に応じた規模を想定する。

表3 工業出荷額・商品販売額

都市計画区域	年次 区分	令和2年 ^注 (2020年)	令和12年 (2030年)
	中播都市計画区域	工業出荷額	27,429億円
商品販売額		20,952億円	21,914億円
西播都市計画区域	工業出荷額	5,029億円	7,159億円
	商品販売額	1,364億円	1,416億円

資料：令和12年の工業出荷額及び商品販売額は、工業統計調査、商業統計調査、経済センサス活動調査及び経済構造実態調査における過去の実績値の推移を基に推計。

注：商品販売額について、令和2年は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下の休業等の影響が見られることから、令和3年を基準としている。

(ウ) 市街化区域の規模

中播都市計画区域及び西播都市計画区域の人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

表4 市街化区域の規模

都市計画区域	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
中播都市計画区域	おおむね 13,091ha	おおむね 13,160ha
西播都市計画区域	おおむね 2,518ha	おおむね 2,518ha

注：令和12年の市街化区域の規模には、保留フレームのうち特定保留に係る面積を含み、一般保留に係る面積は含まない。

イ 市街化区域への編入

市街化区域への編入は、土地利用の動向、都市基盤施設や公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとし、編入する区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域とする。

なお、既存の市街化区域において、農地（田園住居地域又は生産緑地地区が定められている場合は、これらの区域内の農地を除く。）、低未利用地又は都市基盤施設が脆弱な地区がある場合は、それらを優先して整備することに努める。

また、市街化調整区域内で今後、計画的な整備、開発の見通しのある区域又は土地需要の高まりが著しいと見込まれる区域については、都市計画上必要な理由を明確に示し、保留フレームを活用することなどにより、市街化区域への編入に向けた検討を行う。

ウ 市街化が見込めない区域の措置

現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間市街化が見込まれない区域や、防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。

市街化調整区域への編入は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化調整区域としての土地利用計画を検討した上で行う。

(3) 市街化調整区域における計画的な市街化の方針

計画的な市街化の見通しがある区域（特定保留区域）として、姫路市網干沖地区において工業用地、太子町沖代・米田地区において工業用地を主体とする複合市街地を設定する。

また、赤穂市新田地区において計画的な市街化を検討する。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 線引き都市計画区域の土地利用

(ア) 主要用途の整備方針

a 住宅地

マンションの立地が進む姫路駅周辺など主要な鉄道駅周辺は中高層を中心とした住宅を誘導し、その他の地域は広い敷地面積をもった低層のゆとりある住宅地とするなど、地区の特性に応じて用途、密度、形態等を適切に誘導する。

特に、低層住宅地における良好な住環境を保全する必要がある場合や、中低層住宅地において高層建築物等の立地による住環境問題の発生を防止する場合は、地区計画や高度地区等を活用し、住環境の保全及び向上を図る。

また、持続可能な日常生活圏の形成や郊外住宅地の再生の観点から、用途地域のきめ細かな見直し等により、生活利便施設の適切な配置や、コワーキングスペースなど多様な暮らし方・働き方に必要な都市機能の充実を図る。

なお、近年の大型台風や集中豪雨等による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、崖崩れ、地すべり、土砂流出等のおそれのある地域については、治山・砂防事業による防災対策を講じる場合を除き、土砂災害特別警戒区域等の指定と併せて市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。

b 商業・業務地

既に都市機能が集積している広域拠点や地域拠点において、市町の中心市街地活性化の取組等により商業及び業務活動の利便の増進を図るとともに、医療・福祉、子育て支援、文化、交流等の多様な都市機能の導入やまちなか居住の促進により、にぎわいの創出を図る。

特に、広域拠点である姫路市中心部においては、観光客の増加やウォーカーブルな都市空間の整備等の進捗を踏まえ、姫路城の城郭を中心としたまちなみと土地の高度利用との健全な調和を図るなど、城下町の風情を生かした魅力的な市街地形成に配慮する。

また、建蔽率の高い建築物が密集する区域においては、防火地域又は準防火地域の指定により市街地の不燃化を推進し、住居系用途地域に隣接する商業系用途地域など高容積率を利用した高層共同住宅等の立地が見込まれる区域においては、地区計画の活用等により新たな住環境問題の発生を防止するなど、地区の特性に応じた土地利用を誘導する。

なお、主要な駅周辺等の利便性が高い地域に存する未利用地、農地等については、土地の有効利用の観点から都市的土地利用への転換を促進する。

生活拠点については、徒歩圏内での医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の施設の立地など、日常生活のニーズに対応する都市機能の誘導を図る。

c 工業地・流通業務地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部やインターチェンジ周辺等において、既存産業の一層の充実や新たな産業拠点の形成を図る。

臨海部の工場集積地においては、基幹産業の強化や次世代成長産業をはじめとする企業の立地を促進し、産業構造の変化・多様化にも対応できる工業地としての土地利用を維持する。特に姫路市の広畑地区においては、環境・リサイクル・エネルギー産業等の集積を図る。

内陸部においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地の拡張や産業立地を促進するとともに、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等の製造業や流通業務に適した地区における新たな産業拠点の形成を図る。

地場産業や軽工業の工場が立地する職住近接の工業地においては、特別用途地区、高度地区や地区計画等の活用により、住環境と操業環境に配慮した住工共存の土地利用を誘導する。

さらに、工場における環境性能の向上等を踏まえ、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく国の準則で定められた緑地面積率等を市町条例で緩和するなど、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。

(イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

a 連携中枢都市圏の形成

播磨圏域全体の活性化を牽引する姫路市中心部においては、官民連携により進めてきた姫路駅周辺地区の整備に加え、手柄山中央公園の再整備などにより、商業・業務、医療、教育、文化・芸術、スポーツ等の高次都市機能の集積を図るとともに、インバウンドの受入れや周遊型観光の拠点整備等を促進する。

地域拠点においては、広域拠点と連携して商業、医療等の一定の高次都市機能を担うとともに、生活サービス機能の充実を図る。

b 既成市街地を中心とした人口密度の維持

都市機能や公共交通の利用圏人口を確保するため、都市基盤施設や公共交通が一定整備されている既成市街地への居住の誘導を図るとともに、既に都市機能が充実している区域又は交通結節機能を有する区域等の既成市街地を中心として、立地適正化計画における誘導施設の設定により、都市機能を誘導する。

また、災害の発生リスクが高い区域においては、災害危険区域等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。

c 都市と緑・「農」が調和したゆとりある土地利用

住宅地周辺のまとまりのある農地については、近郊農業による都市住民への農産物供給のほか、農業体験・学習や生産者との交流の場、災害時の一時避難地、雨水の貯留浸透などグリーンインフラ¹⁴としての側面を有してい

ることから、必要に応じ、都市における緑のオープンスペースとして保全・活用を図る。

その際、生産緑地制度、地区計画農地保全条例、市民農園等の制度の活用等により、都市と緑・「農」¹⁵が調和したゆとりある土地利用を図る。

d 大規模集客施設の適正な立地

大規模集客施設については、目指すべき都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化など都市基盤に及ぼす影響に配慮しつつ、市町の中心市街地活性化の取組や特別用途地区の指定と連携して「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」を運用し、広域的な観点から適正な立地を推進する。

特に、広域拠点及び地域拠点等については、大規模集客施設の立地を誘導する「商業ゾーン」とし、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等により立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模集客施設の立地については、地区計画の活用等により、弾力的に土地利用を誘導する。

e 大規模工場の移転や大規模集客施設の撤退等に伴う土地利用転換への対応

大規模な工場の移転等が生じる場合には、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」により、事業者周辺環境と調和した適切な跡地利用を促し、都市機能との調和を図る。

また、大規模集客施設が撤退する場合には、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）により、撤退後の周辺地域における都市機能の調和を図る。

その際、跡地における土地利用の転換が見込まれる場合には、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画の活用などにより、望ましい市街地環境へ誘導する。

(ウ) 市街化調整区域の土地利用の方針

a 「農」との健全な調和

農業を振興する地域として無秩序な市街化を抑制することとし、都市的土地利用を図る場合は、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

農業を通じて維持されてきた地域環境を適切に管理していく上で、持続可能な農業構造の実現が重要であることを踏まえ、農産物の加工、販売等のための施設については、地域環境との調和に配慮しつつ立地の誘導を図る。

b 地域の活力の維持に資するまちづくりの促進

人口減少・少子高齢化の進行などにより、活力が低下している地域も見られることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、地域の実情に応じた土地利用を実現する手法として、地区

計画や特別指定区域制度の活用に加え、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）に基づく「空家等活用促進特別区域」の指定により、空き家の用途変更を柔軟に認めるなど、開発許可制度の弾力的運用を図る。

具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等が現地で事業を継続できるよう敷地を拡張する必要がある地域などにおいて、地区計画等の活用により、地域の住民や企業による主体的なまちづくりを誘導する。

特に、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画を踏まえて開発整備の必要性を判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発整備を誘導する。

大規模集客施設や公共公益施設の立地については、市街化区域内において設置できない理由や施設の位置及び規模について相当の妥当性があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。

水災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、浸水想定区域等のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアについては、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として開発を抑制する。

イ 区域区分を行わない都市計画区域等

（ア）地域の特性に応じた重層的な土地利用コントロール

山崎都市計画区域、西播磨高原都市計画区域及び都市計画区域外では、豊かな農地や水源となる森林が織り成す美しい田園風景を保全し、自然環境と調和した地域づくりを推進するため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行う。

あわせて、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）に基づく開発行為の誘導とともに、「緑豊かな環境形成地域」内においては、住民が主体となって地区のルールづくりを行う計画整備地区制度も活用し、土地利用の規制・誘導を図る。

特に、山崎インターチェンジ周辺、国道29号や国道312号の沿道等の開発需要がある地域においては、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により、無秩序な市街地の拡大の抑制や生活環境の悪化の防止を図りつつ、地域活力の維持・向上に必要な機能の確保を図る。

(イ) 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

地域拠点又は生活拠点に位置付けられた市街地等においては、人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図るほか、宍粟市山崎地区においては、歴史的な景観を生かしながら、市街地の質の向上を図る。

また、山崎インターチェンジ周辺においては、工業・流通など産業用地としての土地利用を誘導する。

播磨科学公園都市においては、豊かな自然環境を生かした土地利用を推進するほか、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通を踏まえ、産官学連携の拠点として、地区計画及び「アーバンデザインガイドライン」等により、快適な居住空間と優れた研究環境の整備・保全を図る。また、「Spring-8」等の学術研究機能と先端技術機能の集積を生かし、研究開発型企業や先端科学技術関連企業の誘致を促進する。

(2) 都市施設に関する方針

目指すべき都市構造の実現に向け、「中播磨地域ひょうごインフラ整備プログラム」及び「西播磨地域ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的に推進するとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく計画的・効率的な老朽化対策を推進することで、都市基盤施設の安全性を確保する。

また、長期未着手となっている都市計画施設については、必要性や実現性等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行うほか、学校、公民館、病院等の施設については、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。

ア 交通施設

都市機能を相互に補完する拠点間の連携強化、広域的な観光交流の促進と日常生活圏における利便性の確保を図るため、周辺環境や景観に配慮しつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備及び公共交通の利用促進を図る。

道路については、姫路市を中心に播磨西部地域内やさらに広域の連携を強化し、産業の生産性向上、人的・物的交流の促進、救急医療機関へのアクセス性向上などに寄与する中国自動車道、山陽自動車道、播但連絡道路、中国横断自動車道姫路鳥取線に加え、神戸地域と播磨西部地域を臨海部で結ぶ播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を推進することにより、基幹道路ネットワークの一層の拡充を図る。

公共交通については、駅前広場整備による交通結節機能の向上、鉄道と路線バス等との接続改善、歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車活用の推進を図るとともに、JR播但線やJR姫新線等においては、駅周辺への都市機能の配置、グリーンスローモビリティやシェアサイクル等の二次交通の充実等により、多様な利用を創出する。

中山間地域においては、集落等から生活拠点や地域拠点へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスの運営やデマンド交通¹⁶の運行支援など、地域の状況に応じた移手段の確保を図る。あわせて、持続可能な交通体系の構築を目指し、定時定路線の交通における自動運転車の導入に向けた取組を推進する。

そのほか、国際拠点港湾である姫路港については、国際コンテナ戦略港湾である阪神港への集貨を担う内航フィーダー網の充実強化、旅客ターミナルエリアのリニューアルを契機としたにぎわいの創出、水素等の新エネルギーの活用によるカーボンニュートラルポートの形成等により、物流・産業拠点及び交流促進を支える港としての機能強化を図る。

イ 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、中国山地の山々、市川、揖保川、千種川等の水辺、播磨灘の海岸線や島々等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能の向上、都市景観の形成、コミュニティづくりやにぎわいの創出等の多様な機能を勘案し、公園の整備や緑地の保全を図り、自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラを形成するとともに、周辺の自然環境を含めた水と緑のネットワークを形成する。

特に、姫路城を中心とした姫路公園や赤穂城跡公園においては、地域を代表する歴史的建造物の保全及び適正な維持管理を図りつつ、これらの文化財を生かした公園整備を促進する。また、多様なスポーツ、レクリエーション需要を担う赤穂海浜公園においては、民間活力を生かしながら更なるサービス向上に資する魅力ある施設の整備を推進する。手柄山中央公園においては、スポーツ・レクリエーション機能の充実により、地域内外の交流を促進する。

そのほか、史跡や文化財と一体となった身近な緑を保全するとともに、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図る。

ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、宍粟市における、揖保川の河川敷や水面を利用した「かわまちづくり」の取組を通じて、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。

また、洪水等による浸水被害に対して住民の安全を確保するため、引原ダムの再生事業や河川整備を計画的に推進するとともに、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。特に、千種川については、県内有数の良好な水質が保たれ、上流から下流にわたり、多様な生物の生息環境としての役割を担っているため、この貴重な水辺空間の保全・活用を図る。

さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計

面に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。

あわせて、豊かな海の実現に向けた栄養塩類の循環バランスに配慮した下水処理場の運転管理の取組や都市部における雨水対策を推進する。

エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

(3) 市街地整備に関する方針

安全で安心な魅力ある都市づくりに向けて、都市計画法等の特例制度や各種支援制度を活用して民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地整備・改善を推進する。

既成市街地内においては、公民連携でビジョンを共有し、空地等の暫定利用、リノベーション、歩行者の利便増進に資する道路空間の再構築、駅前広場等の利活用、法定事業など多様な手法を組み合わせ、段階的・連鎖的に展開することで、持続的な更新と価値向上を図る。

JR東姫路駅周辺、JR英賀保駅周辺、JR網干駅周辺、JR有年駅周辺やJR坂越駅周辺等の利便性の高い市街地内に残る低未利用地のうち都市基盤施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等により土地利用の増進を図る。その際、区画の再編を小規模にとどめる土地区画整理事業など柔軟な取組を促進するとともに、地区計画等の活用により、目標とする市街地像へ適切に誘導する。

さらに、高齢者、障害者等を含む全ての人が社会活動へ参画できる環境を整備するため、道路や施設等のバリアフリー化を促進する。

中播都市計画区域においては、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく「防災街区整備方針」を、西播都市計画区域においては「防災街区整備方針」を定め、適切な市街地整備を進める。

そのほか、これまでの市街地開発事業等の事業手法に加え、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、建築基準法（昭和25年法律第201号）の緩和規定等を活用した住民の自主的な建替え等への支援により、密集市街地の解消を目指す。

(4) 防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づく

りを推進する。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域との相互連携やより広域での応援協定等により復旧・復興力（レジリエンス）を高めておくなど、災害に強い都市づくりを進める。

また、「防災・減災」の取組に並行して、実際に被災した場合に、早期かつ的確に復興まちづくりに取り組めるよう「復興事前準備」の取組を進める。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、広域防災拠点である西播磨広域防災拠点（播磨科学公園都市内）、手柄山中央公園、赤穂海浜公園、市川町スポーツセンターを核として、地域防災拠点等との連携を図る。

さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。

特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、災害時要援護者利用施設（老人ホーム等）などの耐震化・不燃化を図るとともに、密集市街地における建物の不燃化や延焼防止対策を一層推進する。

また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進するほか、ハザードマップ等により浸水のおそれがあるとされている区域においては、地区計画等を活用し、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所設置など建築物の浸水対策を促進する。

ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

（ア）総合的な治水対策

平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策として河川改修や既存ダムの有効活用等を重点的に推進する。

また、流域治水関連法¹⁷や総合治水条例に基づき、市川や揖保川、千種川等の流域において、河川や下水道の整備による浸水対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源涵養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

(イ) 津波・高潮対策の推進

平成30年台風第21号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から防潮堤嵩上げ等を推進する。

さらに、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」に基づき、住民の迅速・円滑な避難体制の整備を図る。

(ウ) 土砂災害等の防止

山麓部における崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域等の災害レッドゾーン¹⁸や土砂災害警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害レッドゾーンについては市街化調整区域や立地適正化計画の居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適切な運用を図るとともに、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）に基づき、防災上の措置を適切に講じる。

そのほか、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（簡易流木止め施設の設置や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

(ア) コンパクトな都市構造の形成

都市のエネルギー利用効率の向上、CO₂排出量の削減等に向けて、広域拠点や地域拠点、生活拠点などへの都市機能の集積及び居住の誘導、公共交通の利用促進などにより脱炭素化に資するコンパクトな都市構造を形成する。

(イ) 住宅・建築物の脱炭素化

既に都市機能が集積する広域拠点や地域拠点の再整備、新たな住宅地や産業団地等の開発などの機会を捉え、先進技術の導入による建築物のエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用による地域全体のエネルギー効率の向上を推進する。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等のエネルギー効率の優れた建築物の普及、住宅・建築物の木質化や省エネ改修を促進する。

(ウ) 交通の脱炭素化

公共交通の維持・利便性向上や自転車通行空間の整備、駐輪場の適正配置、シェアサイクル等の導入、集落維持の取組と連携したグリーンスローモビリティの導入等により、過度な自家用車への依存から公共交通や自転車等への転換を促進するとともに、電気や水素等の新エネルギーを活用した交通手段

の導入を推進する。

また、都市計画道路の整備や踏切道の改良等により、交通渋滞に起因する燃費の悪化やCO₂排出量増加等の軽減を図るとともに、姫路港や姫路貨物駅を活用した物流のモーダルシフト¹⁹を推進し、交通の脱炭素化を推進する。

(エ) カーボンニュートラルポートの推進

ものづくり産業やエネルギー産業が集積する播磨臨海地域において、水素エネルギーの活用やエネルギー利用の効率化など、港湾地域全体の脱炭素化を目指す「カーボンニュートラルポート」形成の取組を推進する。

イ グリーンインフラの活用

(ア) 市街地を取り巻く緑の保全・創出

市川、揖保川、千種川などの河川やため池、播磨灘の海岸など水辺空間の保全を図り、市街地周辺の森林や市街地内の公園・緑地、緑化空間などと有機的につなげることで、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実する。

また、緑地の質・量両面での確保に向けて、都市の公園・緑地に加え、市街地や集落内にある歴史・文化資源等と一体となった緑の保全、公共空間における緑化の推進、新たな開発地や工業、商業その他の業務施設における緑化の誘導など、多様な緑を保全・創出する。

あわせて、グリーンインフラとして広域から地域レベルに至る多様な自然環境のネットワークを形成し、自然の力を生かした安全・安心・快適なまちづくりを推進する。

(イ) 農地の保全・活用

自然・田園が広がる地域では、農地や自然環境を保全する制度の活用とともに、無秩序な市街化を抑制し、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。特に、市街化調整区域においては、地区計画等を活用して農業的土地利用と調和した土地利用を誘導する。

また、市街化区域内農地については、これを保全し食糧生産とともに緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産緑地地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進する。

あわせて、「農」とのふれあい空間を確保するため、市民農園や農家レストラン、農産物直売所の開設等を促進する。

(ウ) 森林の保全、森林資源の活用

中国山地などの森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性、癒しや休養、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。こうした豊かな自然環境を保全するため、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により森林の保全を図る。また、林業振興のほか、集落近くでの野生動物共生林整

備や、多様な担い手による森づくり活動の推進により、人と野生動物との棲み分けを図るとともに、里山の整備・活用を推進する。

あわせて、森林保全に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における県産木材の利用促進等、都市における森林資源の活用を推進する。

(6) 景観形成に関する方針

魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとで連携した景観形成の取組を進める。

中国山地の山々からなる県内有数の森林や高原、市川や揖保川、千種川等の河川、播磨灘の海岸線等の多彩な自然景観の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）に加え、地区の特性に応じ、重要伝統的建造物群保存地区の文化財施策等を活用し、姫路、龍野、赤穂、山崎等の城下町、室津や坂越等の港町、斑鳩、平福、中村・粟賀町等の宿場町等の歴史的まちなみの保全・活用を図る。

美しい沈降型自然海岸を形成している「西播磨海岸地域」においては、景観条例に基づく広域景観形成地域として、美しい海岸風景と調和した広域的景観の形成を図る。また、本地域東部を縦断する国道312号（市川町以北の区間）沿いの「国道312号沿道地域」においても、広域景観形成地域として、美しい田園や背後の山並みと調和した魅力あふれる沿道景観の形成を図る。さらに、豊かな自然と美しい星空景観を有する「佐用郡地域」においては、星空景観形成地域として、上空への照明を抑制することにより光害に妨げられない美しい星空景観を保全する。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による屋外広告物の規制、緑条例による緑地の保全・創出等により播磨西部地域にふさわしい景観を誘導する。

あわせて、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等や地域資源については、景観形成重要建造物等の指定や景観遺産の登録により、景観資源として保全・活用を図る。

さらに、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進、太陽光条例の適切な運用等により、周辺環境と調和した播磨西部地域らしい景観を創出する。

(7) 地域の活性化に関する方針

世界遺産姫路城、書写山円教寺、亀山御坊本徳寺、斑鳩寺等の古刹、感状山城、白旗城、利神城等の城跡、龍野、赤穂等の城下町に加え、日本遺産の構成文化財である三木家住宅（福崎町）等の歴史的遺産、灘のけんか祭りに代表される祭り屋台等の地域文化等の観光資源を生かした広域的な滞在型観光を促進する。

また、皮革や醤油等の伝統あるものづくり産業と先端科学技術等の集積を生かした広域・周遊型の産業ツーリズム、豊富な歴史遺産や美しい自然景観を生かした

サイクルツーリズムを促進するとともに、たつの市龍野伝統的建造物群保存地区等の歴史的景観を有する地区においては、古民家を活用した宿泊施設の整備等により、地域資源を生かした交流を促進する。

北部・西部、家島諸島などの自然豊かな地域等は、都市部と程よい近さにある豊かな自然環境を生かし、新たなワークスタイルやライフスタイルを実現する場ともなり得る地域であることから、地域特性を踏まえつつ、多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを支援する。

年々増加する空き家については、空家等活用促進特別区域の指定等により、地域コミュニティや民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等を進め、積極的に市場への流通を促し、まちなにぎわいの創出や地域の人口維持につなげる。

4 主要な都市施設等の整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設及び市街地開発事業等は次のとおりである。

(1) 交通施設

ア 自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
播磨臨海地域道路	神戸市～太子町	新設（計画の具体化） L=約50km

イ 幹線街路

路線名	事業場所	概要
(国) 29号〔姫路北バイパス〕	姫路市相野 ～姫路市林田町六九谷	バイパス L=約4.7km
(主) 太子御津線 〔茶ノ木踏切〕	姫路市網干区高田 ～太子町糸井	バイパス L=約1.2km
(主) 西脇八千代市川線 〔下牛尾〕	市川町下牛尾	現道拡幅 L=約0.8km
(主) 宍粟香寺線〔狭戸〕	姫路市安富町狭戸	バイパス L=約0.2km
(国) 312号〔砥堀〕	姫路市砥堀	現道拡幅 L=約0.3km
(都) 城東線〔河間〕	姫路市河間町	現道拡幅 L=約0.5km
(都) 国道線〔姫路東〕	姫路市東郷町～神屋町	現道拡幅 L=約1.0km
(都) 荒川線〔岡田南〕	姫路市岡田	現道拡幅 L=約0.3km
(都) 城東線〔伊伝居南〕	姫路市伊伝居	現道拡幅 L=約0.6km
(都) 龍野線〔津市場〕	姫路市網干区津市場	バイパス L=約0.3km
(都) 船場川線〔飯田〕	姫路市飯田～延末	現道拡幅 L=約0.5km
(国) 2号〔相生有年道路〕	相生市若狭野町八洞 ～赤穂市東有年	バイパス等 L=約6.4km
(国) 179号〔太子道路〕	太子町鶯 ～たつの市誉田町福田	バイパス・現道拡幅 L=約1.6km
(主) 養父宍粟線 〔福中・生栖〕	宍粟市一宮町福中・生栖	現道拡幅 L=約2.7km
(主) 宍粟新宮線 〔宮内バイパス第1〕	たつの市新宮町新宮	バイパス L=約0.5km
(主) 養父宍粟線〔安積〕	宍粟市一宮町安積	現道拡幅 L=約0.6km

路線名	事業場所	概要
(主) 赤穂佐伯線〔南〕	赤穂市西有年	現道拡幅 L=約0.9km
(主) 宍粟香寺線 〔宇原バイパス〕	宍粟市山崎町宇原	バイパス L=約0.8km
(都) 本龍野富永線〔富永〕	たつの市龍野町富永	現道拡幅 L=約0.3km
(都) 龍野中央幹線〔四箇〕	たつの市龍野町大道	現道拡幅 L=約0.7km

ウ 駅前広場

駅名	事業場所	概要
JR網干駅（北側）	姫路市網干区和久	A=約2,600㎡
JR竜野駅（南側）	たつの市揖保川町黍田	A=約1,900㎡
JR有年駅（南側）	赤穂市有年横尾	A=約2,300㎡

エ 鉄道との立体交差

路線名	事業場所	概要
JR山陽本線	姫路市網干区高田 ～太子町糸井	L=約1.2km 交差道路：(主) 太子御津線
JR山陽本線	赤穂市有年原	L=約0.6km（アンダーパス） 交差道路：(国) 2号有年線

オ 鉄道駅

路線名	事業場所	概要
JR山陽本線	姫路市西延末 (姫路～英賀保間)	橋上駅舎、相対式2面2線 L=約245m

(2) 河川

名称	箇所	概要
(二) 船場川〔手柄工区〕	姫路市	河川改修 L=約1.3km
(二) 市川〔砥堀工区〕	姫路市	河川改修 L=約3.0km
(二) 大井川	姫路市	河川改修 L=約0.7km
(二) 夢前川	姫路市	河川改修 L=約1.1km
(二) 水尾川〔下流工区〕	姫路市	河川改修 L=約0.3km
(二) 水尾川〔上流工区〕	姫路市	河川改修 L=約1.3km
(二) 八家川	姫路市	河川改修 L=約0.5km

名称	箇所	概要
(一) 山根川	たつの市	河川改修 L=約1.8km
(一) 前川	たつの市	河川改修 L=約1.2km
(二) 千種川	赤穂市、上郡町、佐用町	河川改修 L=約41.7km
(二) 千種川	赤穂市	高潮改修 L=約1.9km
(二) 加里屋川〔上流工区〕	赤穂市	河川改修 L=約1.9km
(二) 加里屋川〔下流工区〕	赤穂市	河川改修 L=約1.2km
(一) 菅野川	宍粟市	河川改修 L=約0.8km
(二) 鞍居川	上郡町	河川改修 L=約2.9km
(一) 林田川	たつの市	河川改修 L=約0.7km
引原ダム	宍粟市	ダム再生

(3) 港湾関連

港湾名	事業場所	概要
姫路港〔須加地区〕	姫路市飾磨区須加	浮棧橋 3基 防波堤 L=約0.2km 物揚場(-3.5m) L=約0.2km
姫路港〔広畑地区〕	姫路市広畑区	臨港道路広畑線改良 L=約1.7km
姫路港〔広畑地区〕	姫路市広畑区	岸壁(-14m) L=約0.5km 埠頭用地造成 A=約5.9ha
姫路港〔広畑地区ほか〕	姫路市広畑区ほか	臨港道路網干沖線 L=約1.8km
姫路港〔網干沖地区〕	姫路市網干区網干浜	廃棄物埋立護岸(第2期) L=約1.1km 工業用地等土地造成 A=約11.2ha
姫路港〔網干沖地区〕	姫路市網干区網干浜	臨港道路網干沖南1,2号線 L=約1.3km
姫路港〔浜田地区〕	姫路市網干区浜田	廃棄物埋立護岸 L=約0.5km 工業用地等土地造成 A=約23.5ha

(4) 市街地開発事業等

市町名	地区名	面積	整備手法
姫路市	阿保地区	約90.6ha	土地区画整理事業
姫路市	英賀保駅周辺地区	約69.5ha	土地区画整理事業
赤穂市	有年地区	約55.0ha	土地区画整理事業

参考) 現況図表

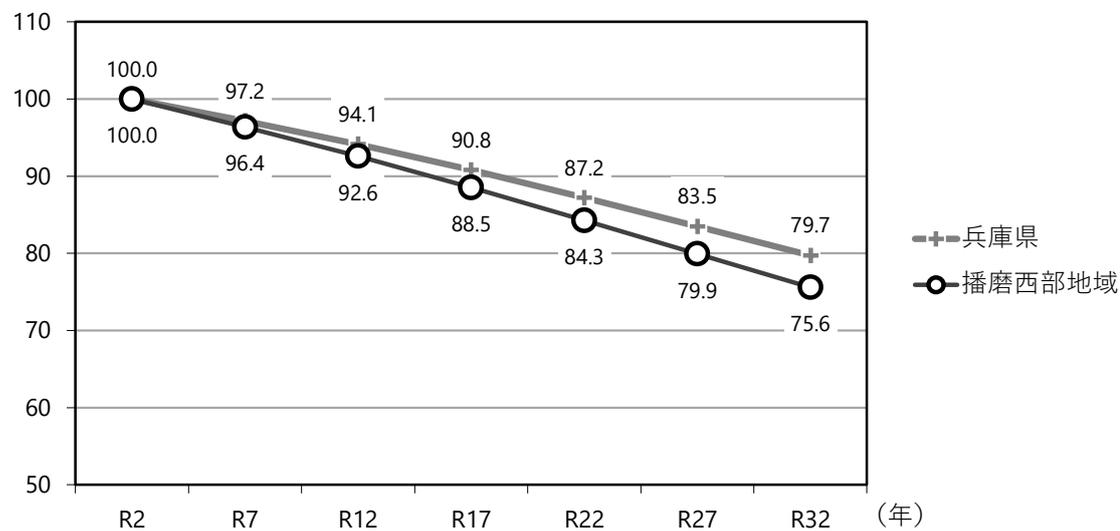
表5 市町別人口の推移と将来見通し

単位：万人

市町名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	540.5	555.1	558.8	546.5	514.5	476.7	435.8
播磨西部地域	85.1	87.1	85.4	81.8	75.8	69.0	61.9
姫路市	50.9	53.5	53.6	53.0	50.6	47.3	43.6
たつの市	8.3	8.3	8.1	7.4	6.7	5.9	5.1
福崎町	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5
太子町	3.0	3.2	3.3	3.3	3.2	2.9	2.7
相生市	3.7	3.4	3.1	2.8	2.4	2.0	1.7
赤穂市	5.1	5.2	5.1	4.6	4.0	3.4	2.9
上郡町	1.9	1.8	1.7	1.4	1.1	0.9	0.7
佐用町	2.4	2.2	1.9	1.6	1.2	1.0	0.7
宍粟市	4.8	4.5	4.1	3.5	2.9	2.3	1.8
神河町	1.4	1.4	1.2	1.1	0.9	0.7	0.6
市川町	1.5	1.5	1.3	1.1	0.9	0.7	0.6

資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図7 人口の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

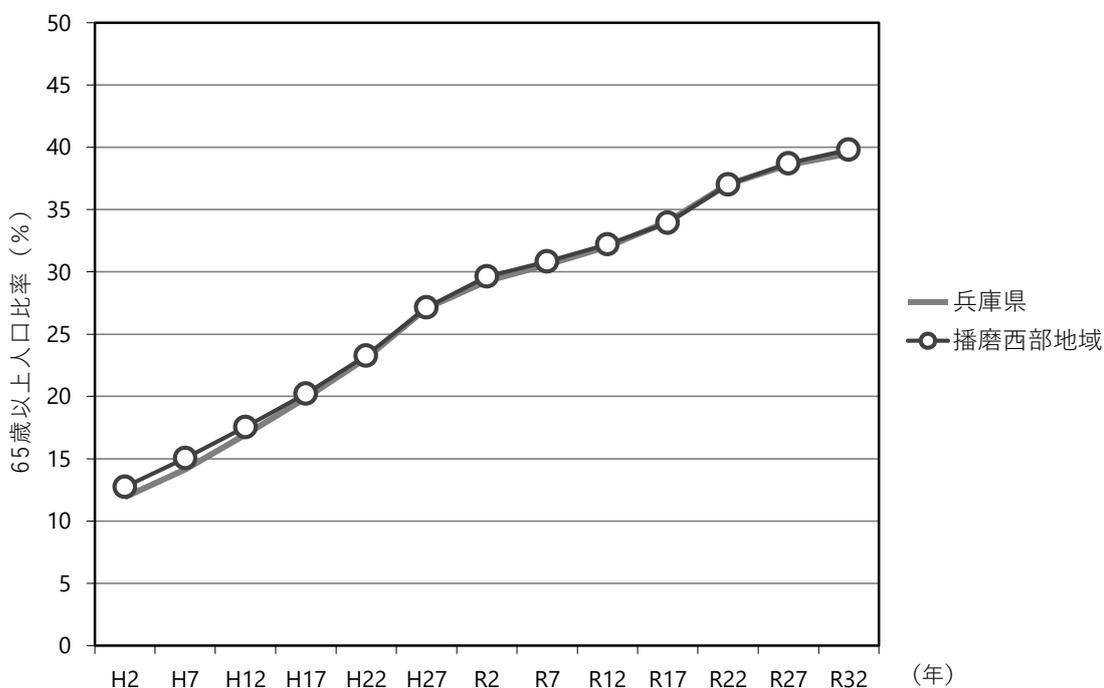
表6 市町別65歳以上人口比率の推移と将来見通し

単位：%

市町名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	11.9	16.9	23.1	29.3	32.0	37.0	39.5
播磨西部地域	12.7	17.5	23.3	29.6	32.2	37.0	39.8
姫路市	11.3	15.8	21.6	27.3	29.5	34.5	37.2
たつの市	13.2	18.4	23.9	31.7	35.3	40.5	44.2
福崎町	15.2	19.6	23.7	29.6	31.4	35.6	39.6
太子町	9.4	13.1	19.6	27.4	29.4	35.3	38.9
相生市	15.6	21.6	29.4	37.0	39.5	42.8	45.2
赤穂市	13.8	19.1	25.5	33.3	37.3	43.0	46.1
上郡町	15.5	21.6	28.3	40.2	46.7	52.8	57.9
佐用町	21.4	29.2	34.0	43.2	50.0	54.9	60.6
宍粟市	17.1	23.3	27.8	36.4	42.6	48.2	52.7
神河町	17.5	24.7	30.6	38.2	44.3	49.5	53.6
市川町	16.2	22.1	28.0	37.4	44.0	49.4	53.5

資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年以降）

図8 65歳以上人口比率の推移と将来見通し



資料：国勢調査（令和2年以前）、
 国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年以降）

表7 市町別世帯数の推移と将来見通し

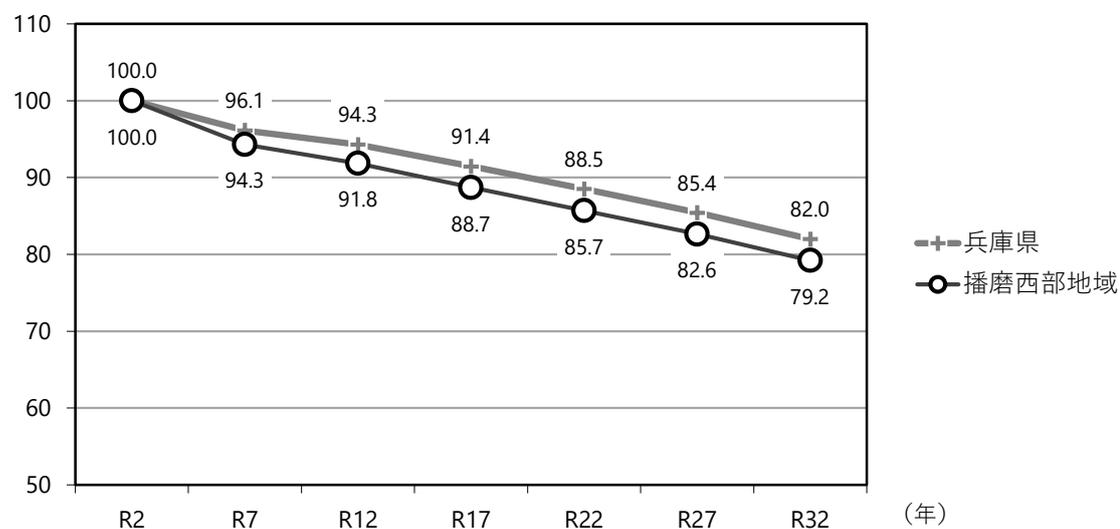
単位：万世帯

市町名等	平成 2年	平成 12年	平成 22年	令和 2年	令和 12年	令和 22年	令和 32年
兵庫県	179.2	204.1	225.5	240.2	226.5	212.7	196.9
播磨西部地域	25.3	29.0	31.5	33.6	30.8	28.8	26.6
姫路市	15.8	18.7	20.6	22.4	21.1	20.2	19.2
たつの市	2.2	2.5	2.7	2.8	2.5	2.3	2.0
福崎町	0.5	0.6	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6
太子町	0.9	1.0	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2
相生市	1.1	1.2	1.2	1.2	1.0	0.9	0.8
赤穂市	1.5	1.8	1.9	1.9	1.6	1.4	1.2
上郡町	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3
佐用町	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.3
宍粟市	1.2	1.3	1.3	1.3	1.0	0.9	0.7
神河町	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
市川町	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2

資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和12年以降）

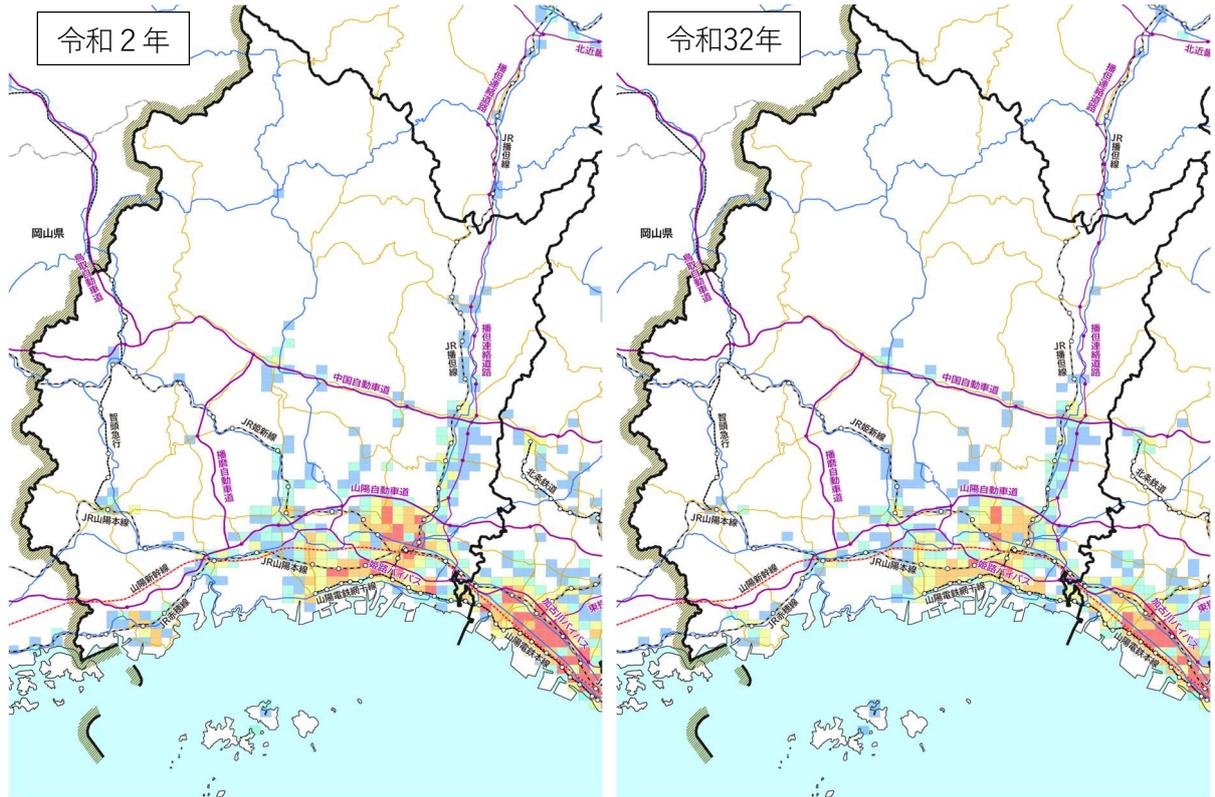
図9 世帯数の将来見通し（令和2年を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和7年以降）

図10 播磨西部地域の人口分布の現況と将来予測



凡 例		
人口密度	60人/ha以上	
	40~60人/ha	
	20~40人/ha	
	10~20人/ha	
	5~10人/ha	
	5人/ha未満	

資料：国勢調査（令和2年）

国土交通省推計（令和32年）

（国土数値情報1kmメッシュ別将来推計人口データ（H30推計））

表8 就業人口の産業別構成比の推移

単位：％

市町名等	平成22年			平成27年			令和2年		
	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
兵庫県	2.0	24.7	67.5	2.0	25.0	69.0	1.8	24.1	70.6
播磨西部地域	1.9	32.5	61.3	1.8	32.5	62.6	1.7	32.0	63.6
姫路市	1.1	30.6	62.5	1.0	31.1	64.0	1.0	30.9	65.1
たつの市	2.8	38.0	58.0	2.9	36.2	58.2	3.1	34.9	58.5
福崎町	3.0	35.5	56.8	2.6	35.1	58.2	2.2	36.2	59.0
太子町	1.4	36.3	60.8	1.4	36.0	61.8	1.3	34.9	62.7
相生市	1.9	33.6	62.8	2.1	32.3	64.2	2.4	31.8	65.5
赤穂市	2.1	34.1	62.4	2.3	33.3	63.0	2.2	31.5	63.8
上郡町	5.0	29.9	64.9	4.9	28.8	65.8	4.5	27.9	66.6
佐用町	7.5	30.2	61.7	8.7	28.9	61.3	7.3	27.5	63.9
宍粟市	4.9	38.4	52.9	4.6	38.8	55.6	4.4	38.1	55.7
神河町	3.2	35.0	61.7	4.5	32.8	62.0	3.9	32.4	63.0
市川町	3.1	41.4	55.2	3.5	40.9	55.0	3.5	39.3	56.9

資料：国勢調査

注：分類不能の産業があるため、合計は100にならない。

表9 農業産出額の推移

単位：億円

市町名等	平成18年	平成27年	令和3年
兵庫県	1,462	1,588	1,470
播磨西部地域	271	326	307
姫路市	78	67	62
たつの市	39	38	36
福崎町	20	7	6
太子町	4	3	3
相生市	5	5	4
赤穂市	37	66	63
上郡町	11	72	75
佐用町	33	28	23
宍粟市	27	24	21
神河町	7	7	6
市川町	10	10	10

資料：生産農業所得統計（平成18年）、農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果（平成27年、令和3年）

表10 製造品出荷額の推移

単位：億円

市町名等	平成22年	平成23年	平成27年	令和2年
兵庫県	141,838	143,574	154,457	152,499
播磨西部地域	30,777	32,113	37,400	33,858
姫路市	19,036	20,777	23,496	19,911
たつの市	3,305	3,749	3,990	4,054
福崎町	1,965	1,881	2,088	1,999
太子町	1,459	1,152	1,315	1,465
相生市	883	743	2,154	1,573
赤穂市	2,402	2,310	2,705	3,070
上郡町	328	213	318	386
佐用町	260	234	266	244
宍粟市	653	592	569	573
神河町	205	214	231	273
市川町	281	246	270	311

資料：工業統計調査（平成22年）、経済センサス-活動調査（平成23年以降）

表11 商品販売額の推移

単位：億円

市町名等	平成23年	平成27年	令和2年
兵庫県	125,605	143,794	140,595
播磨西部地域	18,753	21,936	21,089
姫路市	14,717	16,824	16,519
たつの市	1,073	1,262	1,274
福崎町	461	565	536
太子町	470	920	780
相生市	650	793	653
赤穂市	568	586	499
上郡町	101	117	92
佐用町	178	161	131
宍粟市	412	507	417
神河町	71	118	96
市川町	52	84	90

資料：経済センサス-活動調査

表12 15歳以上の通勤・通学（流出移動）

単位：％

市町名等	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
姫路市	70.0	神戸市	4.1	たつの市	3.6	加古川市	3.6
たつの市	41.7	姫路市	29.5	相生市	6.3	太子町	4.9
福崎町	32.6	姫路市	35.8	加西市	7.1	市川町	6.6
太子町	21.4	姫路市	44.9	たつの市	13.6	高砂市	3.4
相生市	45.9	姫路市	17.1	たつの市	12.2	赤穂市	8.1
赤穂市	72.3	相生市	6.5	上郡町	5.7	姫路市	5.3
上郡町	33.8	姫路市	24.0	たつの市	14.8	佐用町	9.0
佐用町	66.0	たつの市	12.2	姫路市	5.7	上郡町	4.9
宍粟市	63.7	姫路市	12.8	たつの市	7.0	佐用町	3.7
神河町	34.4	姫路市	28.3	福崎町	14.8	市川町	10.6
市川町	23.4	姫路市	27.9	福崎町	15.8	加西市	10.6

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度実施）

表13 休日における自由目的（流出移動）

単位：％

市町名等	市内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
姫路市	83.2	神戸市	2.5	太子町	2.0	加古川市	1.5
たつの市	64.8	姫路市	16.0	太子町	5.2	相生市	4.5
福崎町	56.5	姫路市	18.0	加西市	9.1	神河町	5.5
太子町	52.4	姫路市	28.9	たつの市	7.4	枚方市	2.1
相生市	57.6	たつの市	12.4	姫路市	9.9	赤穂市	9.3
赤穂市	79.4	姫路市	5.9	上郡町	2.6	たつの市	1.9
上郡町	61.7	赤穂市	13.5	加古川市	6.0	姫路市	4.7
佐用町	61.3	たつの市	12.3	赤穂市	4.5	相生市	3.3
宍粟市	67.6	姫路市	9.3	神戸市	7.9	たつの市	5.7
神河町	50.2	福崎町	15.2	姫路市	12.1	三木市	4.5
市川町	46.6	福崎町	21.8	姫路市	10.3	神河町	9.5

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度実施）

参考) 広域都市構造図



用語解説

1 ひょうご都市計画基本方針

「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」に即し、広域的な視点から県全体の都市づくりの考え方や方向性を示す方針であり、都市計画区域マスタープランの基本となる。令和7年〇月に策定。

2 可住地面積

地域の総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した面積。

3 地域連携型都市構造

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造。

4 広域拠点

広域的な利用圏を持つ高度な都市機能が特に集積している地区で、県土全体の中核を担う拠点。
(神戸市中心部及び姫路市中心部)

5 地域拠点

市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、広域拠点や他の地域拠点と連携しつつ、都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点。

6 生活拠点

日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点。

7 産業拠点

工場や物流倉庫等の施設が集積している又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点。

8 広域連携軸

広域拠点や地域拠点を連絡する、広域的な人の移動や物流を支える公共交通及び基幹道路等による交通ネットワーク。

9 地域内連携軸

地域拠点と生活拠点を連絡する、地域内の移動を支える公共交通及び県道等による交通ネットワーク。

10 ラストワンマイル

主要な交通拠点（鉄道駅、バス停など）から最終目的地（観光施設、宿泊施設など）までの最終区間のこと。

11 グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス及びその車両の総称。公共交通が不足する地域の移動課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

12 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図る取組。兵庫県では、姫路港及び東播磨港において、産官学の連携により推進している。

13 次世代成長産業

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）における重点立地促進事業として定められた①新エネルギー、環境関連産業 ②航空産業 ③ロボット産業 ④健康医療産業 ⑤半導体産業の5分野に係る製造業。

14 グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

15 「農」

農林水産業の営み、その営みを通じた生物多様性などの環境保全や洪水防止、水源涵養等の多面的機能により県民の「いのち」と「くらし」を支えるもの。さらには、人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観など、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。

16 デマンド交通

事前予約により運行する輸送サービスで、道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられる。路線バスとタクシーの中間的な性格を有し、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

17 流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図ることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）。

18 災害レッドゾーン

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）及び浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）を指す。

19 モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。